

○京丹後市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する要綱

平成20年9月19日

告示第156号

改正 平成23年3月4日告示第40号

京丹後市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく入札及び契約に関する情報の閲覧に関する要綱(平成16年京丹後市告示第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事(以下「建設工事」という。)の入札及び契約に関する情報の公表のほか、市が発注する測量・建設コンサルタント等業務(測量、地質調査及び建設コンサルタントその他のコンサルタント業務をいう。以下同じ。)、物品等の供給(物品の製造の請負、物品の売買及び貸借並びに印刷及び製本の業務をいう。以下同じ。)及び役務の提供の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2 市長は、次に掲げる時期を目途として、前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

- (1) 7月上旬
- (2) 10月上旬
- (3) 1月上旬
- (4) その他市長が必要と認める時期

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表

しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準(建設工事に限る。)

2 市長は、建設工事並びに市が発注する測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札又は指名競争入札を行ったときは、遅滞なく(物品等の供給及び役務の提供に係るものにあつては、契約を締結した後)次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であつて市の行為を秘密にする必要があるものを除くものとする。

- (1) 建設工事等の名称及び場所
- (2) 入札日
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 予定価格(事後の契約において予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は市の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (6) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由(建設工事に限る。)
- (7) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格(建設工事に限る。)
- (8) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由(建設工事に限る。)
- (9) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (10) 自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者と

せず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

(11) 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ 自治令第167条の10の2第3項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準

ウ 自治令第167条の10の2第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ 自治令第167条の10の2第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

3 市長は、建設工事(予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 建設工事の名称、場所、種別及び概要

(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(4) 契約金額

(5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

4 市長は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 この告示の規定による公表は、建設工事等の入札及び契約に関する事務を所管する課に閲覧所を設け、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 第2条並びに前条第1項及び第2項の規定による公表は、前項に規定する公表の方法によるほか、本市のホームページ上に掲載するものとする。

(閲覧期間)

第5条 第2条の規定による公表のための閲覧に供する期間は、当該年度の3月31日までとする。

2 第3条の規定による公表のための閲覧に供する期間は、当該事項の閲覧を開始した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧時間等)

第6条 第4条第1項の規定により閲覧に供した書類(以下「閲覧書類」という。)の閲覧所における閲覧時間は、京丹後市の休日を定める条例(平成16年京丹後市条例第2号)に規定する市の休日を除き午前8時30分から午後5時までとする。

2 市長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手数料)

第7条 閲覧書類の閲覧手数料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 閲覧書類を閲覧所で閲覧しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧書類を閲覧所の外に持ち出さないこと。
- (2) 閲覧書類を汚損し、又は破損しないこと。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 係員は、この告示に違反し、又は指示に従わない者に対して、閲覧書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(適用)

- 2 物品等の供給及び役務の提供に関する第3条第2項の規定による公表は、この告示の施行の日以後に行われる一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

附 則(平成23年3月4日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 物品等の供給及び役務の提供に関する第3条第2項の規定による公表は、この告示の施行の日以後に行われる一般競争入札又は指名競争入札から適用する。